

松原市地域ケア会議

平成27年度版

H27/9/16

松原市医師会
松原市健康部高齢介護課
松原市地域包括支援センター社会福祉協議会
松原市地域包括支援センター徳洲会

【地域ケア会議の位置づけ】

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する為、

- ① 介護予防ケアマネジメント業務（法第 115 条の 45 条第 1 項第 2 号）
- ② 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 3 号）
- ③ 権利擁護業務（法第 115 条 45 第 1 項第 4 号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 5 号）

の 4 つの業務で構成される包括的支援業務等を地域において一体的に実施する役割を担うことによって、地域包括ケアを支える中核拠点として、設置されています。また、包括的支援事業を効果的に実施するための環境整備として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が求められ、その構築の 1 つの手法として、地域ケア会議が位置づけられています。

【地域ケア会議の機能】

地域ケア会議は主に 5 つの機能があり、個別ケースの支援内容の検討を通じて、主に個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能が発揮されます。また、地域の実情に応じて必要と認められるものとして、地域づくり、資源開発機能や政策形成機能が発揮されると考えられます。

① 個別課題解決機能

個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行い、被保険者（住民）の課題解決を支援する。また、そうしたプロセスを通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員の実践上の課題解決力を向上することで、被保険者への自立支援に資するケアマネジメント等の質を高める機能

② 地域包括支援ネットワーク構築機能

地域の関係機関等の相互の連携を高め、個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割を明らかにし、課題解決へ向けて関係機関が具体的な連携を行う機能です。

③ 地域課題発見機能

個別のケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能

④ 地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく機能。地域ごとに個別的な地域課題があり、これらに応じた個々の解決策が必要になり、地域ケア会議ではその点を踏まえて地域づくりを行う機能

⑤ 政策形成機能

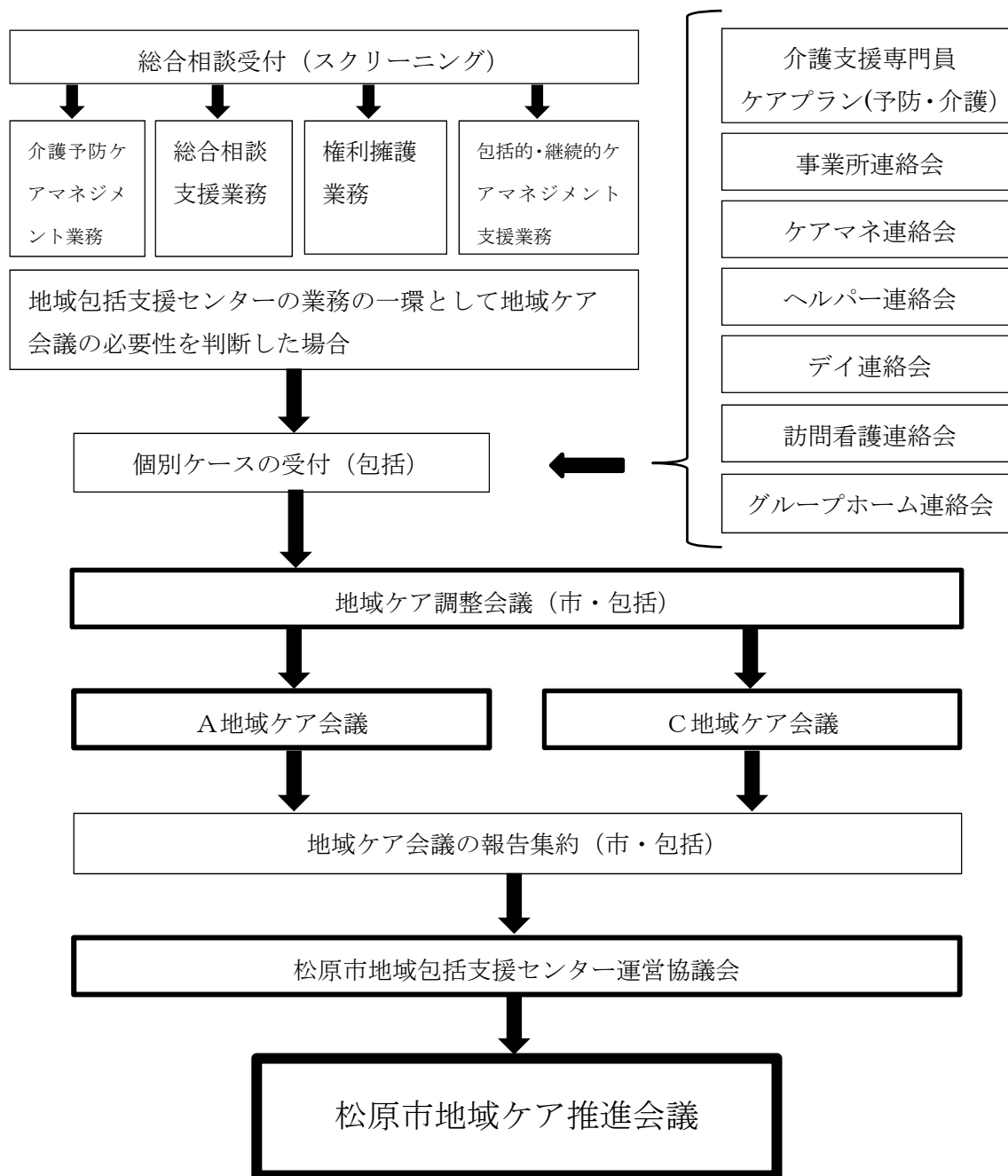
地域課題発見機能で発見された地域課題の解決へ向けて、優先順位や利用可能な社会資源等を検討し、政策等を立案。また、ネットワーク構築機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための政策等を立案する機能

【地域ケア会議の構成】

個別ケースの受付後、地域ケア調整会議で個別ケースの調整を行い、A地域ケア会議およびC地域ケア会議の開催へ繋がります。また、地域ケア会議の内容を集約するとともに整理し、地域包括支援センター運営協議会及び地域ケア推進会議へ報告を行います。

会議名	開催主体	会議目的	有する機能
地域ケア推進会議	高齢介護課	市における課題の把握および対応など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能 ・政策形成機能 など
地域包括支援センター運営協議会	高齢介護課	地域包括支援センターの業務に関する評価、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保。	<ul style="list-style-type: none"> ・A地域ケア会議まとめ報告 ・C地域ケア会議まとめ報告
A地域ケア会議 (東南／東北圏域) (西南／西北圏域)	地域包括支援センター	個別課題の解決、日常生活圏域における課題の把握および対応など。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能など
C地域ケア会議 (東南／東北圏域) (西南／西北圏域)	事業所	個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握など。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 など
地域ケア調整会議 (東南／東北圏域) (西南／西北圏域)	高齢介護課・地域包括支援センター	包括的支援業務等での個別ケースやケアプランにおける個別ケースを選定しA及びC地域ケア会議につなげるための調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの把握

【地域ケア会議運営の流れ】



【地域ケア会議で検討するケース】

- ① 支援者が困難を感じているケース
- ② 支援が自立を阻害していると考えられるケース
- ③ 支援が必要だと判断されるがサービスにつながないケース
- ④ 権利擁護が必要なケース
- ⑤ 地域課題に関するケース

【地域ケア会議で使用する資料等】

●個別ケースの受付

地域ケア会議で検討する個別ケースの受付は、下表の圏域ごと地域包括支援センターに必要な書類を提出して受付を行う。

※地域ケア会議で検討するケースは、前頁の①から⑤のケースについて受け付けを行います。該当しない場合は、受付できません。

東南／東北地域（国道 309 号線東側）	→ 松原市地域包括支援センター社会福祉協議会
西南／西北地域（国道 309 号線西側）	→ 松原市地域包括支援センター徳洲会

対象者	NO	提出様式		様式説明
ケアプラン作成者（ケアプランあり）	1	基本情報（台帳）	様式 3	利用者の基本情報を把握するためのものです。
	2	アセスメントシート	様式 4-1,4-2 ※参考 4-1	
	3	ケアプラン	任意様式 可	
	4	提供票		
	5	地域ケア会議申請書	様式 1	地域ケア会議にて検討が必要な理由や検討課題等の概略記載。
ケアプラン等に繋がっていないケース（ケアプランなし）	1	基本情報（台帳）	様式 3	利用者の基本情報を把握するためのものです。
	2	アセスメントシート	様式 4-1,4-2 ※参考 4-1	
	5	地域ケア会議申請書	様式 1	地域ケア会議にて検討が必要な理由や検討課題等の概略記載。

※必要に応じて上記以外の資料を提出していただく場合があります。

●地域ケア会議の報告（A地域ケア会議・C地域ケア会議）

地域ケア会議の報告は、下記の会議録および報告書を圏域ごとの地域包括支援センターに提出。地域ケア会議報告書（様式 2）に受付印を押印したコピーを返却します。

NO	提出様式		様式説明
1	地域ケア会議報告書	様式 2	地域ケア会議の実施概要を記載。
2	同意書（圏域ごと）	様式 5	地域住民の参加者に記入してもらう。